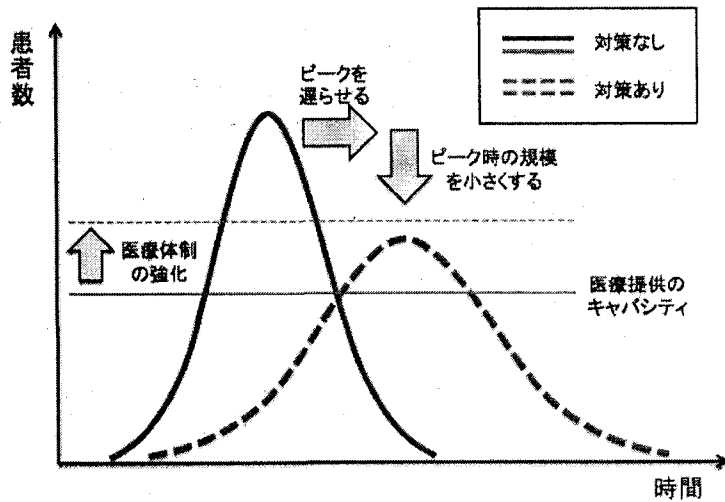


&lt;対策の効果 概念図&gt;



以上の戦略に基づいて実施すべき対策については、本行動計画に示すものや病原性・感染力等が高い場合にも対応できる強力な措置として、新型インフルエンザの発生前から実施体制構築や人材育成、訓練、普及啓発等により周回の事前準備を進める。実際に新型インフルエンザが発生した際には、病原性・感染力等のウイルスの特徴、地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、これらが高い場合を想定した強力な対策を実施するが、情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、常に対策の必要性を評価し、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

対策の実施・縮小・中止等を決定する際の判断の方法（判断に必要な情報、判断の時期、決定プロセス等）については、適宜、ガイドライン等に定めることとする。

なお、新型インフルエンザの発生の時期や形態についての予測は常に変更得ること、新型インフルエンザ対策については随時最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があること等から、行動計画等については、定期的に、また、適時適切に修正を行うこととする。

新型インフルエンザが海外で発生した場合、在外邦人の保護のために必要な支援を行いつつ、我が国は島国としての特性を生かし、検疫の強化等により、できる限りウイルスの国内侵入の時期を遅らせることが重要である。また、発生前に鳥インフルエンザが多発している国々へ我が国として協力することは、新型インフルエンザの発生を防ぐことにつながる可能性がある。しかしながら、ウイルスの国内侵入を完全に防ぐことはほぼ不可能であるということ为前提として、その後の対策を策定することが必要である。

発生前の段階では、水際対策の実施体制の構築に加え、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチンの研究・開発と供給体制の整備、国民に対する啓発や政府・企業による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

発生当初の段階では、水際対策、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を中心とし、ウイルスの国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。また、新型インフルエンザに対するパンデミックワクチンが供給されるまで、医療従事者や社会機能の維持に関わる者に対してプレパンデミックワクチンを接種し、パンデミック時の社会・経済機能の破たんを防ぐことが必要である。

さらに、感染が拡大してきた段階では、国、地方自治体、民間事業者等の各部門は事前に定めた計画に従って、相互に連携しつつ、医療の確保、公共サービス等の事業継続等に最大限の努力を行う。

具体的な対策の現場となる国の出先機関、都道府県や市区町村においては、本対策会議で決定した行動計画やガイドライン（以下「行動計画等」）

という。)を踏まえ、地域の実情を考慮した詳細かつ具体的なマニュアルや役割分担を事前に定めることなどにより、新型インフルエンザが発生した場合に混乱することなく的確な対策を迅速に実施することが重要である。さらに、医療機関、企業、公共交通機関、学校、福祉施設、マスメディア、家庭・個人などにおいても、行動計画等を踏まえ、事前の準備を早急に進め、発生時にはそれぞれが適切に対応していくことが求められる。

本行動計画は、国としての対策の基本的な方針及び認識を示すものであり、ガイドライン等を基に具体的な対策を講じていくものとする。

### 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザは社会全体に影響を及ぼすものであり、その対策においては、を推進するに当た国だけでなく地方自治体、医療機関、事業者、個人も重要な役割を担っている。り、関係機関等の役割について以下に示す。

#### 1. 国

新型インフルエンザ発生前は、国は、行動計画等を踏まえ策定し、出先機関を含め、新型インフルエンザの発生前はに備え、「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった準備取組を総合的に推進する。

また、各省庁においては、行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザが発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対策等をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザの発生時にした場合は、対策全体の基本的な方針を示し、速やかに内閣総理大臣及び全ての国務大臣からなる「新型インフルエンザ対策本部」を設置し、政府一体となって、た対策を強力に推進講ずるするとともに、各地域での対策の実施主体となる地方自治体が実施主体となる対策については、地方自治体と緊密な連携を図る。各省庁においてもそれぞれ対策本部等を開催し、対策を強力に推進する。

また、新型インフルエンザ対策本部は、「新型インフルエンザ対策専門家諮問委員会（以下「諮問委員会」という。）」を設置し、医学・公衆衛生の専門的見地からの意見を聞いて対策を進める。

#### 2. 地方自治体（都道府県・市区町村）

新型インフルエンザの発生前は、都道府県については、行動計画等を踏

まえ、医療の確保、住民の生活支援等の自らが実施主体となる対策に関し、それぞれの地域の実情に応じた計画を作成するなど新型インフルエンザの発生に備えた準備を推進する急ぐ。

とともに、新型インフルエンザの発生時には、国における対策全体の基本的な方針を踏まえつつ、地域の状況に応じて判断を行い対策本部等を開催し、対策を強力に推進する。

#### 【都道府県】

都道府県は、感染症法に基づく措置の実施主体として、感染症対策の中心的な役割を担っており、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し主体的な判断と対応が求められる。また、市区町村と緊密な連携を図り、市区町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市区町村間の調整を行う。

#### 【市区町村】

市区町村については、住民に最も近い行政単位であり、地域の実情に応じた計画を作成するとともに、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、独居高齢者や障害者等社会的弱者への支援に関し主体的に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都道府県や近隣の市区町村と緊密な連携を図る。対策や医療対策を行う。

#### 3. 医療機関

新型インフルエンザによる健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザの発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。また、発生時においても医療提供を確保維持するため、新型インフルエンザへの診療体制を含めた、診療継続計画の策定を進めることが重要である。

新型インフルエンザの発生時には、増大する医療需要に応えるよう、診療継続計画に基づきを実行し、発生状況に応じて、新型インフルエンザに対する診療体制を強化し、医療を提供するよう努める。

#### 4. 社会機能の維持に関わる事業者

新型インフルエンザの発生前は、すべての事業者において、発生時に備えて、職場における感染予防や事業の継続のための準備を行うことが求められる。医療関係者、公共サービス提供者、食料品等の製造・販売事業者、報道機関等の特に、社会機能の維持に関わる事業者については、新型インフルエンザの発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、事業継続計画の策定や従

業員への感染防止策の実施などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザの発生時には、すべての事業者は、職場における感染予防策を実施し、事業継続に不可欠な重要業務への重点化を行うよう努め、社会機能の維持に関わる事業者は、事業継続計画を実行し、その活動を継続するよう努める。

#### 5. 6個人国民

新型インフルエンザの発生前は、国民は、国や地方自治体による広報や報道に関心を持ち、~~新型インフルエンザやその対策等に関する情報正しい知識を得て、発生時にとるべき行動を理解し、通常のインフルエンザにおいても、手洗い・咳エチケット等の個人レベルでの感染予防策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄を行うことが望ましい。~~

新型インフルエンザの発生時には、~~や発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、外出自粛など感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。防止に努めることが求められる。また、患者等の人権を損なうことのないよう注意しなければならない。~~

#### 行動計画の主要項目

本行動計画は、2つの主たる目的「1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる」「2. 社会・経済活動への影響を最小限にとどめる」を達成するための戦略を実現する具体的な対策についてその目標と活動を、WHOの示した加盟各国の包括的目標を参考に、「①実施体制と情報収集」、「②サーベイランス・情報収集」、「③コミュニケーション」、「④感染拡大抑制予防・まん延防止」、「⑤医療」、「⑥ワクチン」、「情報提供・共有」、「⑦社会・経済機能の維持」の7項目分野に分けて立案している。各項目分野に含まれる内容を以下に示す。

#### ① 実施体制と情報収集

~~新型インフルエンザに迅速かつ的確に対応するためには、各段階に応じた行動計画をあらかじめ策定しておき、広く関係者に周知しておく必要がある。~~

新型インフルエンザは、そのウイルスの病原性・感染力等が高い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くことが危惧予想されており、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、国、都道府県及び市区町村においては、~~公衆衛生部門と危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり、全ての部門が協力する政府一体~~となった取組が求められる。

新型インフルエンザの発生前においては、「~~新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議~~」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、事前準備の進捗を確認し、関係省庁における認識の共有を図るとともに関係省庁間の連携を確保しながら、~~政府一体~~となった取組を推進する。

各省庁は、各大臣等を本部長とする対策本部等を設置し、相互に連携を図りつつ、行動計画等を実施するために必要な措置を講ずる。また、中央省庁業務継続計画を作成し、新型インフルエンザの発生時においても各省庁の重要業務を継続する体制を整える。特に、厚生労働省においては、平時より、厚生労働

大臣を本部長とする新型インフルエンザ対策推進本部を中心として、新型インフルエンザ専門家会議の意見を踏まえつつ、対策の推進を図る。

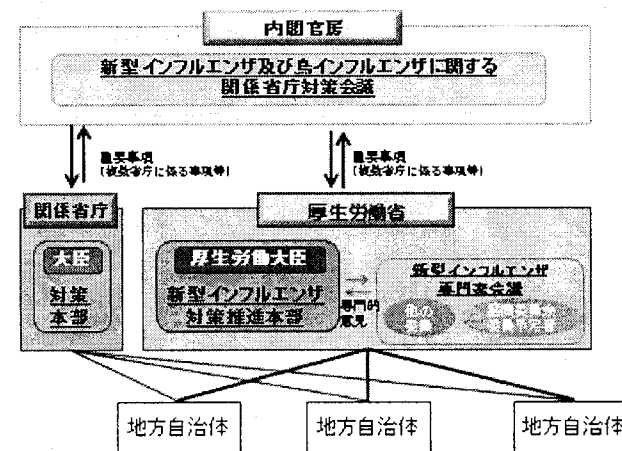
また、発生前よりさらに、関係省庁は、新型インフルエンザのまん延防止や住民生活への支援において中心的な役割を担う都道府県や市区町村地方自治体との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。さらに、ほか、国際機関や諸外国との情報交換や共同研究などを通じ、国際的な情報収集と連携の強化を図る。

新型インフルエンザの発生時にした場合は、政府一体となった対策を強力に推進するため、速やかに内閣総理大臣及び全ての国務大臣からなる「新型インフルエンザ対策本部」（以下「政府対策本部」という。）を設置する。また、政府対策本部及び各省庁対策本部が、医療・公衆衛生の専門的・実務的見地からの意見を聴くため、「新型インフルエンザ専門家諮問委員会」（以下「諮問委員会」という。）を設置する。本諮問委員会は、機動性を確保するため、少人数の委員により構成されるものとし、委員については、平時より設置されている厚生労働省新型インフルエンザ専門家会議の委員より選定する。

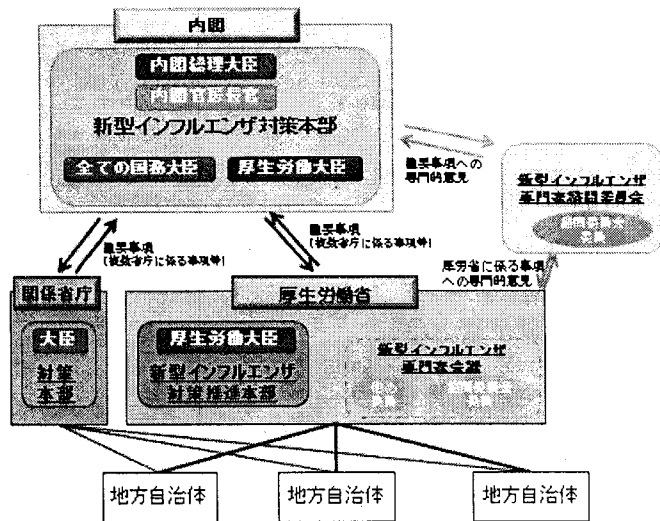
さらに、地方自治体や国際社会との緊密な連携の下に、政府一体となつた対策を強力に推進する。

（具体的な初動対処は、別添「新型インフルエンザ発生時等における初動対処要領」参照）

政府の実施体制（発生前）



政府の実施体制（発生時）



② サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザに関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。なお、情報を公表する際には、個人情報保護に十分留意することとする。

未発生期の段階においては、海外での新型インフルエンザの発生をいち早く察知すること、海外発生期の段階においては、海外での発生状況、ウイルスの

特徴等について速やかに情報を収集・分析して必要な対策を実施するとともに、国内での発生をいち早く探知すること、そして、国内発生早期以降は、各地域での発生状況を把握し、必要な対策を実施し、その効果を評価することが必要であり、そのためのサーベイランス体制を確立し、国内外の情報を速やかに収集・分析することが重要である。サーベイランスとは、疾病の発生状況やその推移などを継続的に監視することにより、疾病対策の企画、実施、評価に必要なデータを系統的に収集、分析、解釈するものである。また、その結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけるものである。

新型インフルエンザの流行に備えた国内対策を速やかに実施するためには、国内未発生期の段階においては新型インフルエンザが発生したことをいち早く察知すること、そして、国内での感染が拡大する段階においては拡大状況や当該感染症の特徴を把握することが必要であり、そのためのサーベイランス体制を確立し、国内外の情報を速やかに入手することが重要である。

国内においては、具体的には、未発生期の段階から、通常のインフルエンザ及び新型インフルエンザの両方に対応するため、以下の事項について常時サーベイランスを実施し、体制の確立を図る。

- 全国的な流行状況
- 重症者及び死亡者の発生動向
- 流行しているウイルスの亜型や薬剤耐性
- 学校等における感染拡大の兆候

また、鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスを行い、これらの動物の間での発生の動向を把握する。

家きん、豚等におけるインフルエンザウイルスのサーベイランス、感染症発生動向調査による患者発生の動向把握、インフルエンザ流行期におけるインフルエンザ関連死亡者数の把握、疑似症例調査支援システムによるサーベイランス、ウイルスの亜型を検査する病原体サーベイランス、ウイルスの薬剤耐性を調査するインフルエンザ薬剤耐性株サーベイランスの実施等により、常時、監視体制をとる。また、ワクチンを緊急に製造するため、新型ウイルス系統調査・保存事業を常時実施する。

さらに、海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは以降、情報が限られているため、国内における発生の早期発見及び発生状況の把握のためのアウトブレイクサーベイランス及びパンデミックサーベイランス、予防接

種の副反応の状況をリアルタイムに把握するための予防接種副反応迅速把握システム、新型インフルエンザ患者の臨床像を迅速に把握し情報提供することを目的とした臨床情報共有システム、新型インフルエンザウイルス株情報を収集するウイルス学的サーベイランスを実施するなど、サーベイランス体制の強化を図り、積極的な情報収集・分析を行う。具体的には平時のサーベイランスに加えて以下を実施する。

- 国内における新型インフルエンザ患者の発生を早期に発見し、新型インフルエンザの特徴の分析を行うため、患者の全数把握を行う。
- 新型インフルエンザ患者の臨床像を把握するため、入院患者の全数把握を行う。
- 感染拡大を早期に探知するため、学校等における集団発生の把握を強化する。
- 入国者中の有症者の推移を把握する。

国内の患者数が増加し、患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者及び入院患者の全数把握については、その意義が低下し、また、医療現場への過剰な負担も過大となることから、中止し、重症者及び死亡者に限定して情報を収集に切り替える。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療提供体制等の確保に活用する。また、地域で流行するウイルスの亜型や薬剤耐性等に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てる。

また、未発生期から通常のインフルエンザ及び新型インフルエンザに関する研究や検疫等の対策の有効性に関する研究を推進し、研究により得られた科学的知見を適宜行動計画等に反映させることとする。新型インフルエンザの発生時には速やかに、新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や治療の効果等に関する調査研究を実施し、その成果を対策の検討の際に活用する。

海外諸外国の状況については、WHOを中心としたインフルエンザサーベイランスのための国際的なネットワークや感染症に関する早期警戒・対応のためのネットワークである Flu Net、GOARN、や国際獣疫事務局 (OIE) が導入している早期警戒システム (The OIE Early Warning System) やその他様々なネットワークを活用し、また、諸外国における在外公館等を活用して適宜、必要な情報を迅速に入手、分析、評価し、対策に関する判断を行う際に役立てる。

### ③ コミュニケーション情報提供・共有

鳥インフルエンザの人への感染事例等に関する情報は、新型インフルエンザ発生を示唆する重要な情報の一つである。日頃から幅広く鳥インフルエンザや新型インフルエンザに関する情報収集を図るため、アジア各国や欧米主要国、WHO等の国際機関との緊密な情報交換体制を構築する。

新型インフルエンザ対策を推進するためには、国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国だけでなく、地方自治体、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要である。そのため、対策の全ての段階、分野において、国、地方自治体、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含むことに留意することとする。

新型インフルエンザの発生前は、継続的な情報提供により、新型インフルエンザの発生の可能性について注意を喚起し、新型インフルエンザに関する基本的な情報、発生した場合の対策等に関し周知を図る。なお、収集した情報については、新型インフルエンザの感染防止やパニック防止の観点から、適宜、情報提供を行い、国民全体で情報を共有していく必要がある。このため、厚生労働省内に広報担当官を設置し、情報提供の一元化を図るとともに、

新型インフルエンザの発生時には、発生段階新型インフルエンザの流行状況に応じて、国内外の発生状況、対策の実施対応状況等について、特に、対策決定のプロセス (科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮して判断がなされたのか) や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、患者等の人権にも配慮して定期的に国内外に向けた分かりやすい情報提供発信を行う。

地域における対策の現場である、地方自治体や、や地域医師会その他の関係機関等とは、迅速な情報の共有に努め、情報提供の際には緊密な連携を図る。また、リアルタイムでの正確な双方向の情報共有のためには、直接的なコミュニケーションの手段としてインターネット等を活用することを検討する。地方

自治体等からの情報は、対策の現場の状況だけではなく、現場で必要とされている情報を把握するために用い、更なる情報提供の際の参考とする。

国民については、がこれら情報を受け取る媒体や情報の受け取り方る内容がについても千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮しリスクコミュニケーションの手法を用いて、複数の媒体を用いて設定し、理解しやすい内容で、できる限り迅速にの情報提供を行う。

媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの影響は大きく、国民への情報提供に当たっては、マスメディアの協力が不可欠である。提供する情報の内容については、特に、新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることが重要である。

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築し、コミュニケーション担当者が適時適切に情報を共有するための方策について検討する。また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、常に発信した情報に対する情報の受け取り手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

#### 【関連するガイドライン】

情報提供・共有（リスク・コミュニケーション）に関するガイドライン

#### ④ 感染拡大抑制

新型インフルエンザの感染拡大抑制予防及びまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ後ろにずらすことで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の規模をできるだけ小さくすることで、受診患者数を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。こうした感染拡大抑制策の効果により医療提供体制を維持し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済機能を維持することが可能となると期待される。破綻に至らせないために重要である。

個人レベル、地域・社会レベルでの複数の対策を組み合わせる行うが、感染拡大抑制策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザの病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策を決定する。

実際にこれらの対策については、対策を実施する際に協力が得られるよう、発生前から広く周知することも重要である。新型インフルエンザへの変異を起す可能性が高い鳥インフルエンザが発生している時期から行う必要がある。鳥インフルエンザの発生予防策として、発生国・地域（以下「発生国」という。）からの鳥類等の輸入停止、渡航者への注意喚起、農場段階での衛生管理等を行うほか、国内で鳥インフルエンザが発生した場合には、発生を限局的に防圧するためのまん延防止措置を実施する。

新型インフルエンザの個人レベルでの対策予防については、うがい・手洗い、咳エチケットマスク着用等の基本的な感染予防策感染防御方法を実践するよう促すとともに、の実施や自らが患者となった感染した場合は感染を広げないよう配慮するといった基本的なための行動の理解促進感染者に接触しないという個人単位での感染防止策の徹底を図る。

地域・社会レベルでの対策については、海外発生期に行う国内発生をできるだけ遅らせるための対策と、国内での患者発生以降に行う国内での感染拡大を抑制するための対策を、一連の流れをもった戦略に基づき実施する。

海外発生期海外で発生した場合には、その状況に応じて、た渡航者・入国者等への注意喚起感染症危険情報の発出、検疫等の入国者対策検疫の強化を飛行場及び検疫港の集約化、査証措置（審査の厳格化、発給の停止）、入国者の検疫強化（隔離・停留等）、航空機や船舶の運航自粛の要請等の水際対策を実施する。また、インフルエンザの特性から、ある程度の確率で感染者は入国し得るため、国内での患者発生に備えて体制の整備を図ることが必要である。

国内での患者発生以降場合には、個人レベルでの手洗い・咳エチケット等の基本的な感染予防策の徹底を呼びかけるとともに、次のような感染拡大防止対策を実施し、感染拡大をなるべく抑え、流行のピークを遅らせ、流行のピークにおける影響をできるだけ小さくすることが重要である。

1) ④ まず、患者数が少ない段階（発生早期）では、直ちに患者をに対し、新たに接触者を増やさない環境下（入院）で、抗インフルエンザウイルス薬を用いて適切に治療する。し、新たな感染経路を絶ち、感染源を減らす。【患者対策】（「⑤医療」参照）

② 次に、積極的疫学調査を実施し、患者の濃厚接触者に対し、外出自粛を要請すると同時に、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与と健康観察<sup>6</sup>を行う。これにより、患者からウイルスの曝露を受けた者が、新たな患者となり、地域内に感染を拡大させる可能性を低減する。【ことを阻止する。（接触者対策）】

国内の患者数が増加した段階（国内発生期）では、患者については重症者のみ入院とし、その他の患者は在宅療養を基本とする。また、濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与は中止する。

2) ④ また、学校、通所施設保育施設等では、感染が広がりやすく、また、このような施設で集団感染が起こった場合、地域流行のきっかけ中心となる可能危険性がある。そのため、国内発生早期から学校、通所保育施設等の臨時休業を実施するとともに、各学校等へ入学試験の延期等を要請する。【学校等の対策】

さらに、発生早期から、外出や集会の自粛要請等の地域対策や、職場における感染予防策により不要不急の事業の自粛要請等の職場対策を行い、社会的活動における接触の機会を減らす。し、地域や職場における感染機会を減少させる。【社会対策】

## ⑤ 医療

医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることで、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザが大規模にまん延した場合、患者数の大幅な増大が予測されるが、病原性が中等度の場合、そのパンデミック時には、一日最大10万4千人の患者が入院すると推計され、また、それ以上に外来患者が受診すると考えられるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、各医療機関の役割分担を含め、効率的・効果的に医療を提供できる体

<sup>6</sup> 感染症法第44条の3

制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備にあたっては、協力を要する医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討が必要である。また、新型インフルエンザの病原性が重度である場合には、これを越える入院患者数が予想されることから、このような場合の医療体制についても事前に考慮しておく必要がある。

新型インフルエンザの国内での発生早初期には、患者の治療とともに感染拡大抑制のまん延防止対策としても有効である可能性があることから、感染症法に基づき、新型インフルエンザ患者等を感染症指定医療機関等に入院させることとする<sup>7</sup>。し、このため、地域においては、の感染症病床や結核病床等の感染症病床の利用計画を事前に策定しておく必要がある。また、早期の段階では、新型インフルエンザの臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザの診断及び治療方法に有用な情報を医療現場に迅速に還元等を早期に確立し、周知する。

新型インフルエンザに感染している可能性のより高い、発生国からの帰国者や患者の濃厚接触者の診療のために、国内発生当初は各地域に「帰国者・接触者外来」（発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来）を確保して診療を行うが、新型インフルエンザの患者はその他の医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。については、各地域に設置された発熱相談センターや発熱外来において、振り分けを行う。二次感染防止のため、医療機関内においては、新型インフルエンザに感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫を行う。また、医療従事者には対するマスク・ガウン等の個人防護具の使用配布や健康管理、ワクチンの接種を行い、患者と接触した際には医療従事者等に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防内服を投与による院内感染対策を実施し、二次感染防止を行う。なお、帰国者・接触者外来等の地域における医療提供体制については、一般的な広報によるほか、「帰国者・接触者相談センター」（発生国から帰国した者又は新型インフルエンザ患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものから、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター）を設置し周知を図る。

<sup>7</sup> 感染症法第19条及び第26条